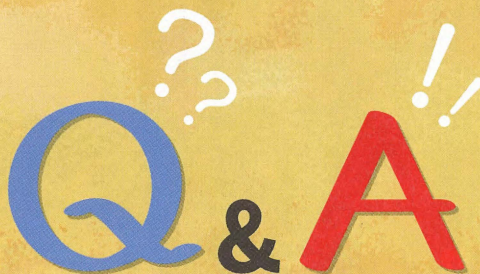


処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q かかりつけ薬剤師指導料は、1人の患者に対して、1カ所の保険薬局の1人の保険薬剤師しか算定できませんが、ある患者について、同一月内に複数の保険薬局から同指導料のレセプト請求があった場合はどうなるのでしょうか。先に算定していたほうが優先されるのでしょうか。(匿名希望)

A いずれのレセプトも、算定要件を満たしていないものとして解釈されてしまいます。

かかりつけ薬剤師指導料は、患者から「かかりつけ薬

剤師」として選択された保険薬剤師が、①保険医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握するとともに、②患者に対して服薬指導などを行うことを評価したもので、2016年4月から設けられています。患者の服薬状況の一元的・継続的な把握、すなわち薬局薬剤師による「かかりつけ」機能の評価という趣旨を踏まえ、1人の患者に対して1カ所の保険薬局における1人の保険薬剤師が算定できるものとし、同一月内は同一の保険薬剤師について算定することになっています(表1)。

また、かかりつけ薬剤師指導料の算定にあたっては、

表1 かかりつけ薬剤師指導料の算定対象

区分13の2 かかりつけ薬剤師指導料

- (1) かかりつけ薬剤師指導料は、患者が選択した保険薬剤師(以下「かかりつけ薬剤師」という。)が、保険医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行った場合に算定できる。
- (2) <略>
- (3) 患者の同意については、当該患者の署名付きの同意書を作成した上で保管し、当該患者の薬剤服用歴の記録にその旨を記載する。なお、1人の患者に対して、1カ所の保険薬局における1人の保険薬剤師のみについてかかりつけ薬剤師指導料を算定できるものであり、同一月内は同一の保険薬剤師について算定すること。
- (4) ~ (9) <略>

※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2016年3月4日保医発0304第3号, 厚生労働省保険局医療課長通知)より抜粋

表2 かかりつけ薬剤師指導料に関する患者同意と説明

区分13の2 かかりつけ薬剤師指導料

- (1) <略>
- (2) 算定にあたっては、当該指導料を算定しようとする薬剤師が患者に対してかかりつけ薬剤師の業務内容、かかりつけ薬剤師を持つことの意義、役割等について、かかりつけ薬剤師指導料の費用も含めて説明した上で、患者の同意を得ることとし、患者の同意を得た後の次回の処方せん受付時以降に算定できる。
- (3) 患者の同意については、当該患者の署名付きの同意書を作成した上で保管し、当該患者の薬剤服用歴の記録にその旨を記載する。<中略>
- (4) 他の保険薬局及び保険医療機関においても、かかりつけ薬剤師の情報を確認できるよう、患者が保有する手帳等にかかりつけ薬剤師の氏名、勤務先の保険薬局の名称及び連絡先を記載する。
- (5) <略>
- (6) かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の服薬指導等を行う。
ア、イ <略>
ウ <中略> また、当該患者に対して、保険医療機関を受診する場合や他の保険薬局で調剤を受ける場合には、かかりつけ薬剤師を有している旨を明示するよう説明すること。
エ~キ <略>
- (7) ~ (9) <略>

※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2016年3月4日保医発0304第3号, 厚生労働省保険局医療課長通知)より抜粋

それに要する費用に関する説明はもちろん、かかりつけ薬剤師の業務内容、かかりつけ薬剤師をもつことの意義・役割などについて、患者に正しく理解してもらうことが必要です。そのため算定要件では、患者の意思表示を明確に確認できる手段として、文書を用いて患者同意を得ることを設けているほか、さらには当該患者に対し、保険医療機関を受診する際やほかの保険薬局で調剤を受ける際には、かかりつけ薬剤師を有している旨を明示するよう説明することになっています(表2)。

しかし、患者に説明のうえ、それらの同意が得られていても、例えば、その患者が複数の保険薬局を利用しており、ほかの薬局でもかかりつけ薬剤師指導料を算定することについて同意していた場合には、同一月内に複数

の保険薬局から同指導料のレセプト請求が行われてしまうことがあるかもしれません。もしも何らかの理由により、そのような請求が発生してしまった場合には、同一月内で最も算定日が早いレセプトが優先されるといった、いわゆる「早い者勝ち」として取り扱われるのではなく、いずれのレセプトも算定要件を満たしていない保険請求として解釈されてしまいます。

万が一、実際にそのようなケースが起きてしまった場合には、当該薬局間で調整したうえで、いずれか1つの保険薬局がかかりつけ薬剤師指導料を、それ以外の薬局では薬剤服用歴管理指導料として、再度レセプト請求を行う必要があります。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、
医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？
請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。

③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係までお送りください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03 (3353) 1170 FAX.03 (3353) 6270